（安定品質）

第二十五条　ＩＰ放送ネットワークは、次の各号に掲げる措置のうちいずれかの措置が講じられているものでなければならない。

一　ＩＰ放送の用に供するＩＰパケットを優先的に伝送するために必要な措置

二　ＩＰ放送の用に供するＩＰパケットのみを伝送するために必要な措置

三　総務大臣が別に告示するデジタル有線テレビジョン放送方式等による有線テレビジョン放送等と同等の安定性を確保するための措置

２　ＩＰ放送ネットワークは、次の各号に掲げるところによりＩＰ放送の用に供するＩＰパケットを伝送するために十分な通信容量を有するものでなければならない。

一　中継系伝送路設備（ＩＰ放送の用に供する伝送路設備のうちヘッドエンドから固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第一項の固定端末系伝送路設備をいう。）までのものをいう。以下同じ。）にあっては、提供しようとする役務に係る全ての放送番組を伝送するために必要な通信容量

二　アクセス系伝送路設備（ＩＰ放送の用に供される伝送路設備のうち中継系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。）にあっては、提供しようとする役務に係る放送番組を伝送するために必要な通信容量

（適用除外）

第二十六条　第六条及び第七条の規定は、ＩＰ放送方式については適用しない。

（使用する電磁波の条件）

第二十七条　次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

［一～四　略］

五　受信者端子において、送信の方式がＩＰ放送方式となっている有線テレビジョン放送等

［２　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（使用する電磁波の条件）

第二十条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［２　同上］

（放送法施行規則の一部改正）

第二条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第三十一号（第134条関係）	**別表第三十一号**（第134条関係）
［表略］	［表同左］
［注１　略］	［注１　同左］
注２　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙１を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙２を添付すること。ただし、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第三条第十四号に規定するＩＰ放送方式により有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙２の２を添付すること。	注２　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙１を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙２を添付すること。
［(1)～(4)　略］	［(1)～(4)　同左］
［注３～注６　略］	［注３～注６　同左］
［別紙１・２　略］	［別紙１・２　同左］